

タイトル	イングランド及びウエイルズの少年法制(三)：修復的正義(司法)の視座から
著者	吉田，敏雄
引用	北海学園大学法学研究，40(3)：529-545
発行日	2004-12-31

イングランド及びウェイルズの少年法制 (三)

——修復的正義（司法）の視座から——

吉 田 敏 雄

目 次

序 権威的修復的正義（司法）と民主的修復的正義（司法）

第一節 イングランド・ウェイルズ少年法制小史

（以上第四〇巻第一号）

第二節 「犯罪及び公共道徳違反法」の特徴

第三節 「犯罪及び公共道徳違反法」批判

（以上第四〇巻第二号）

第四節 「犯罪及び公共道徳違反法」の修復的正義（司法）の側面

（以上本号）

第四節 「犯罪及び公共道德違反法」の修復的正義(司法)の側面

一九九七年の白書⁴⁷もはや容赦⁴⁸しないは、「責任、修復及び再統合(responsibility, restoration and reintegration)」の観念に立脚する少年司法システムの構築を主張していた(九節二一)。今、修復的正義(司法)の視点から見ると、「犯罪及び公共道德違反法」は四つの側面を有しているといえる。第一に、「少年犯罪の予防」が主要目的であり、少年司法関係機関のあらゆる行動はこれに向けられなければならない。第二に、少年司法の監視、助言及び改革提言の任務を有する、新しい統制機関である「少年司法委員会 (Youth Justice Board)」が設立された(一九九九年三月一日)。第三に、地域自治体は、裁判所に報告をし、裁判所によって制裁を科せられた少年犯罪者を監督し、犯罪予防をする任務を有する「少年犯罪対処班 (Youth Offending Team)」を設置しなければならない⁴⁹。「少年犯罪対処班」は各職種を含む機関であり、警察官、ソーシャルワーカー(通常は少年司法専門家)、保護観察官及び教育・保健関係者から構成されなければならない。少年係官(youth service officer)が含まれることもある。第四に、新しい諸命令が導入され、従前の諸命令が改正された。補償命令を始めとする以下の命令は、イングランド及びウェールズ少年刑事手続きに初めて「修復的正義」を取り入れたものと評価されている⁴⁹。

補償命令 (Reparation Order) 本法律の主題を為しているのが補償(reparation)である。本法律は、一〇歳以上の少年に対する補償命令(Reparation Order)を導入したが、これは、裁判所が、弁償命令(Compensation Order)を下さない場合、少年に対して、直接被害者に対してであれ(被害者の同意が必要)、地域共同体全体に対してであれ、実際の補償活動をすべしとの命令を下せるようにしたものである。命令を下す前に、被害者、犯罪者の希望に添える

ように、両者に関する評価が為されねばならない。これは、少年犯罪対処班 (YOT) の仕事である。補償は、金銭補償を含まず (弁償命令との併科は可能)、実質的同種同等補償 (reparation in kind)、三ヶ月以内の最大限二四時間労働である。謝罪の手紙、対面謝罪、落書き落とし、現状回復等が補償の例として挙げられる。なお、従前からある監督命令 (Supervision Order) も少年に補償させることができたが、今回、補償を義務づけることができるように改正された (第七一条)。

本法律には調停には特に触れていないが、権限付与法 (enabling legislation) と理解し、補償の一内容として被害者―犯罪者―調停を含めることも可能との解釈がなされている。

白書⁽⁵⁰⁾によると、「補償は少年犯罪者に自分の行為の結果に対峙させ、惹起した損害を認識させる価値ある方法でありうる。それは又矯正、社会復帰の触媒になりうるし、被害者の利益にもなりうる」(第四節一三)。しかし本補償命令には、被害者の関与が手続きにおいても、結果においても中心的意味を与えられていない。被害者は、補償についての意見を求められるが、犯罪者と会う前にその判断をしなければならない。被害者―犯罪者―調停は単に可能性として認められているにすぎず、補償の必須の部分となっているのではなく、しかもそれは裁判所が補償の内容として命令を下した後で行われるのである。そもそも裁判所の制裁命令によって得られる補償というものは、被害者に少年犯罪者の真摯さに疑いを抱かせるに十分である。現に、実態調査に依れば、すべての被害者が補償によってその必要事が充足されたと考えているわけではなく、被害者の殆どの者が犯罪者の利益が優先されていると感じている⁽⁵¹⁾。犯罪者の視点からは、補償命令は刑罰と感じられよう。補償命令は裁判所の命令であり、犯罪者の同意は要求されていないからである。裁判所が少年に謝罪の指図をすることによって、少年は被害者にたいして渋々会うのだという態度、又は、横柄な態度をとりかねないのである。これらは、犯罪者も被害者をも紛争解決過程の主体と見る修復的正義 (司

法)の理念を軽視していることの帰結である⁽⁵²⁾。補償命令には、地域生活共同体に基礎をおいた意思決定への動きが見られるとの楽観論があるものの⁽⁵³⁾、依然として、裁判所が少年司法の中心的役割を果たしているのである⁽⁵⁴⁾。

行動計画命令 (Action Plan Order) 「犯罪及び公共道徳違反法」は社会内制裁として行動計画命令 (Action Plan Order)を導入した。これは少年に様々な活動をさせしかも一定の条件の下におくか、又は、一定の条件の下におく三ヶ月の命令である。例えば、門限、交際禁止、通学、怒り管理プログラム参加が挙げられる。

補償 (したがって調停) も行動計画命令の重要な構成要素であると理解されている。家族集団相談会も行動計画策定の一手段として利用することも可能と解釈されている。

白書⁽⁵⁵⁾では、行動計画命令は犯罪行動を変え、さらなる犯罪を予防するための「刑罰、社会復帰及び補償」を結合した命令であると説明されている。本法律自体は補償には触れていないが、本命令の草案はそれに触れている⁽⁵⁶⁾。したがって、本命令の具体的内容は、少年犯罪対処班 (YOT) の法の運用次第ということになる。しかし行動計画命令が従前の監視命令とか中間処遇の条件 (a condition of intermediate treatment) とは異なったものになるということになさそうである⁽⁵⁷⁾。

譴責、警告 (reprimand, warning) ダイヴァージョンの一処分としての注意 (Cautioning) が少年司法において重要な位置を占めてきた。制定法やコモンロー上の根拠はなかったが、二〇世紀に、当初の警察官による非公式の忠告処分 (admonishment) から一九九〇年代のもっとも公式の注意処分 (cautioning) へと発展してきた。内務省は注意処分を管理統制及び烙印付け効果を伴うことのない犯罪防止効果の観点から積極的評価を下してきたからである。注意

処分は犯罪後数時間内に行われることがあった。又、警察は更に調査が必要と判断し、家庭訪問をしたり、関係機関と相談をすることもあった。この関係機関の連携の必要性が、各地のダイヴァージョン審査会設置（警察官、少年司法ソーシャルワーカー、保護観察官、教育専門家から構成される）に繋がったのである。これによって、ある程度、警察の権限、影響力が減退したのである。注意処分の増加は統計的にも裏付けられる。訴追可能な犯罪で注意処分で済まされた男子少年（一四歳から一六歳）の割合は、一九八〇年の三四％から一九九〇年の六九％に上昇した。一九九四年には、女子少年（一〇歳から一三歳）の九七％が注意処分⁽⁵⁸⁾で済まされた。

しかし一九九〇年代初頭の「ジェイムズ・バルジャー事件」等の少年事件をきっかけに、「よた者 (yob)」⁽⁵⁹⁾に対しての注意処分は生ぬるすぎるという意見が澎湃として起こった。そこでメイジャー (Major) 保守党政権は、再度の注意処分は避けるべきとの方針をとったのである。新しい労働党は、更に一歩進め、注意処分の廃止に動いたのである。白書はこう論ずる、「現在の注意処分制度の問題点は、でたらめにすぎること、追跡調査がなされなすぎること、したがって、若者を犯罪から遠ざけるための早期介入 (early intervention) の機会が失われているところにある。……一貫性のない、繰り返されるそして非効果的注意処分によって、子供や少年のなかには、犯罪を犯しても罰を免れることができる⁽⁶⁰⁾と感ずる者が出てきた。……政府はもっと徹底した行動をとるべきだと考える。……犯罪及び公共道徳違反法案は注意処分を廃止し、それに代わって制定法による警察譴責 (reprimand)、最終警告 (Final Warning) 方式を採用することにする。明確な制定法上の枠組み内で、警察が、少年犯罪者を譴責するか、最終警告を与えるか、あるいは訴追するか⁽⁶¹⁾の判断を下す。最終警告が下されると、通常、……犯罪の原因と取り組み、将来の犯罪の危険を減少させるために、地域社会の介入計画 (intervention programme) が伴う。」

実際に、一九九八年の「犯罪及び公共道徳違反法」は、注意処分制度を廃止し、譴責 (reprimand) と警告 (warning)

の二段階制度を導入した(第六五条、第六六条)。軽微な初犯少年には誰でも譴責がなされる。重大な初犯少年、すでに譴責を受けている再犯少年には「最終的」警告が為される。警告後さらに二年以内に犯罪が繰り返された場合には、極めて例外的場合を除き、刑事訴追が為される。この場合、原則として執行猶予 (conditional discharge) は認められない(第六六条第四項)。譴責も警告も警察署で下されなければならないことになっていたが、二〇〇〇年の法改正によりその要件は削除された (Criminal Justice and Court Services Act)。譴責も警告も親の同意は不要である。警察による警告を受けたすべての少年が、少年の評価のために地域少年犯罪対処班 (YOT) に移送され、そこでは、少年犯罪者あるいはその家族に少年犯罪対処班が少年犯罪者の社会復帰のために介入する理由があるか否かの調査がなされる (第六六条第一項)。この段階でも、補償が、例えば、家族集団相談会が主要な対応策として考えられる⁽⁶²⁾。

譴責、最終警告制度は、様々な問題点を包蔵している。第一に、譴責をするか、最終警告をするかの判断が専ら警察に委ねられていることに批判が向けられる。少年司法過程の極めて重要な段階が、警察によって「植民地化」されることになる。今までの所、警察に、一貫した、効果的判断を下せる特別の訓練を受けた者はいないようである。国連子供の権利委員会は、少年司法において子供にかかわる者は適切な訓練を受けることを推奨している。一九八五年の少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京規則)第二二条は、「警察の機能を最大限に果たすために、頻繁に若しくは専ら少年を取り扱う警察官、又は主として少年犯罪の防止に従事する警察官は、特別に研修を受け、訓練されなければならない。大都市においては、この目的のために、専門の警察の部局が設置されなければならない。」と定めている。

更に、新制度の下では、警察が捜査官、検察官、裁判官、陪審員の機能を果たすことになる。しかも犯罪証明は「合

理的疑いを入れない」程度に達していなければならないのであるが、その保証はない。

警察の専権には、平等処遇の観点からも問題が提起される。男子少年が犯したのならば、それほど重大視されない犯罪が、女子少年の場合には、重大視される恐れがある。人種差別的適用も考えられる。これが杞憂でないことは、実証的調査が示している。⁽⁶³⁾

第二に、比例の原則から、犯罪と社会復帰計画の関係が問題視される。最終警告を受けた子供は少年犯罪対処班に移送されねばならない。警察の移送通知は移送決定から一労働日以内に行われ、これを受理した少年犯罪対処班は、警告の五労働日以内に当該犯罪者と接触しなければならない。少年犯罪対処班は、警告の一〇労働日以内に、犯罪者、その親や第一保護者との面接、その他の情報を基に、評価書を作成しなければならない。これにより「社会復帰計画(rehabilitation programme)」が必要であるということになると、これは次の四項目を含まねばならない、①犯罪の原因と取り組むこと、②計画を支援するために親や第一保護者がなすべきこと、③被害者との接触、④犯罪者にその犯罪によって惹起された被害を認識させ、補償させること。⁽⁶⁴⁾しかしこれでは、それほど重くない犯罪に対するこのような処分は、裁判所の判決に比して重すぎるのではないかという疑問が払拭できない。⁽⁶⁵⁾

第三に、いかなる譴責や最終警告、それに「社会復帰計画」不遵守も後の刑事手続きにおいて有罪判決として扱うことができるかとされている(第六六条第五項)。その理由は、「……最終警告が再犯予防の上で実効あらしめるためには、少年犯罪者やその親が介入計画に協働し、成就するための十分な誘因がなければならない。……さらに制裁を加えることが必要になるかもしれない。……理由のないいかなる不遵守もその者の犯罪歴として記録されることになる

う……その記録を、後の犯罪に対する制裁の際に考慮しても差し支えないことになろう」というものである。⁽⁶⁶⁾しかしこのような制度は、ダイヴァージョンの価値を減少させるものであり、訴追を推進させる方向に働くとして批判されるのである。⁽⁶⁷⁾

第四に、「犯罪及び公共道德違反法」第六六条第四項は、子供が最終警告を受けてから二年以内に新たに犯罪を犯した場合、制裁裁判所は、例外的事情が存在しない限り、条件付き釈放を命ずることができないと定める。その理由として、「少年は、最終警告の後、再度犯罪を犯すと、裁判によって迅速且つ適切な刑罰が科せられると予期できることになる……少年犯罪者にもめ事から遠ざかっているもらう付加的誘因として……償うべき罰……意味のある刑罰が存在しなければならぬ……条件付き釈放という選択は裁判所の制裁にあたつて存在してはならない」ことが挙げられる。⁽⁶⁸⁾この意味ある刑罰とは一九九九年の「少年司法及び犯罪証拠法」の定める「委託命令」のことを指す（詳細は、下記六参照）。政府は、委託命令を、少年犯罪を最も生産的、効率的に防止する根本的に異なった方法と捉えたのである。本法律によると、委託命令は、犯罪を犯して初めて裁判所により有罪判決を宣告された子供に、少年刑事法廷や治安判事裁判所が言い渡す標準的制裁なのである。委託された少年犯罪者処遇審査会は、子供が遵守せねばならない「行動計画 (programme of behavior)」をたてる。行動計画の主要目的は再犯の防止である（第八条第一項）。その構成要素として、次の項目が列挙されている。①犯罪被害者への金銭、その他の補償、②被害者との調停、③無償社会奉仕労働、④子供が特定の時間は在宅すること、通学したり、勉強する事を義務づける条件、⑤犯罪行動と取り組む、及び／又は、薬物濫用及び／又は酒精濫用に関した社会復帰目的に役立つ具体的活動、⑥人及び／又は場所への報告条件、⑦特定の人との交際及び／又は場所に行くことの禁止、⑧監視及び計画の記録要件に従うこと。

計画条項が、子供の署名すべき(第八条第五項b)「少年犯罪者契約(youth offender contract)」の基礎となる(第八条第六項)。一旦「行動計画」がたてられ、「少年犯罪者契約」が署名されると、少年犯罪者処遇審査会が条項遵守の観点から子供の「進歩」状況を監視する。

しかし譴責、最終警告、委託命令、拘禁といった柔軟性を欠いた、子供の生活への早期介入が犯罪予防効果をどれほどもっているかは、少年犯罪の相対的「正常性」⁽⁶⁹⁾、犯罪統制機関の烙印付けに伴う「第二次逸脱化」⁽⁷⁰⁾を説く理論、早期介入は、如何に善意から出たものであっても、次第に懲罰的傾向をもつようになること、処遇の失敗がたやすく処罰に繋がるといった実証研究成果から見てはなほ疑問である。⁽⁷¹⁾

第五に、警察段階での修復的相談会への批判がある。譴責と警告の二段階制度が導入されるまで、テムズ・ヴァリー警察(Thames Valley police force)では、いわゆる修復的相談会(Restorative Conferencing)が実施されていた。今後は、これは警告の段階で実施されることになる。参加者(犯罪者、その家族、場合によって被害者)は環状に並べられた椅子の配置してある一室に招き入れられ、会の進行を務める警察官が、オーストラリアはサウス・ウェルズ州、ワガ・ワガ警察で開発された手順に従って参加者に発言を促す。

テムズ・ヴァリー警察が、少年犯罪者に対する伝統的応報的対応の「失敗」を認識して、それまでの対処方法とは徹底的に異なる対応をとったことは評価されてしかるべきと指摘される。修復的対応を用いることは、個々の警察官の役割意識、被害者、犯罪者への態度の転換に繋がりうる。それがひいては少年司法全体によい影響を及ぼしうる。⁽⁷²⁾

しかしテムズ・ヴァリー警察の修復的相談会について、次のような問題点が指摘されるのである。⁽⁷³⁾第一に、成人に関する修復的相談会の参与観察報告によると、「警察官の役割がかなり支配的であり、犯罪行為につき恥じ入らせるこ

とが明白、明解であり、疑義を差し挟む余地はなかった。犯罪者は比較的あまり話さず、……話すときは、警察官による直接の質問に促された時であった。被害者、及び犯罪者の支援者が居合わせたときですら、警察官を介しない対話は殆ど交わされなかった。……警察官の質問と評言が話の五八%ないし七〇%を占めた⁽⁷⁴⁾。第二に、この実践活動は犯罪司法の中心に位置しているのではなく、縁に位置している。というのは、比較的軽微な犯罪であつて、本来、裁判所で審理されるほどのものではない事件が対象とされている。第三に、修復的相談会には、被害者が出席しない場合が断然多い⁽⁷⁵⁾。第四に、意図的ではないにせよ、統制網の拡大現象が起きている⁽⁷⁶⁾。起訴の回避ということよりはむしろ、相談会はさもないければ刑事司法が扱わなかったような犯罪者とか、以前なら警察の注意で済まされたような犯罪者を扱っている。第五に、修復的相談会に出席した少年犯罪者たちの目からは、犯罪は「比較的軽微」だったのであり、過剰な警察の反作用は「釣り合いがとれていない」との印象を与える⁽⁷⁷⁾。不公平感は犯罪への「漂流」を容易にしかねないのである⁽⁷⁸⁾。第六に、テムズ・ヴァリー警察の修復的相談会が再犯率を「大幅に低下させた」という報道はその成果を著しく過大評価している⁽⁷⁹⁾。

全体評価 犯罪は「赦さない」という応報欲求、これに伴う合理的・人道的政策の欠如は、個人道徳的責任の追及を強調することの中に鮮明に表れており、これが、犯罪原因探求の「脱物質化」、刑務所被收容者の激増、厳しい犯罪政策の継続、犯罪原因への果敢な行動はそれほど為されないことに繋がっている。修復的正義(司法)の観点からは、一部に積極的評価も見られるが⁽⁸⁰⁾、警察、裁判所が中心的役割を果たし、少年犯罪者とその被害者の主体的地位を認めず、事件の迅速な処理に重きをおく「犯罪及び公共道徳違反法」⁽⁸¹⁾によって、修復的正義(司法)が実現する真の可能性は著しく低いといえよう。

注

(48) 「少年犯罪対処班」の設置は、中央政府が直接的に犯罪行為に対処するのではなく、非国家機関を通して間接的に犯罪行為に対処するという、いわゆる「責務移譲戦略 (responsibilisation strategy)」の線上にあるが、それは決して国の権限の消滅とか、公的問題の私事化を意味するものではなく、国が指図して、それを地域の機関が履行するという、「新・自由主義」に基づく新たな形態の「遠くからの管理 (governing at a distance)」であることが指摘されている。J. Muncie, G. Hughes, *Youth justice: globalisation and multi-modal governance*, in: T. Newburn, R. Sparks (eds), *Criminal Justice and Political Cultures. National and international dimensions of crime control*, 2004, pp. 1ff., p. 3f.; J. Muncie, *Modes of youth governance. Political rationalities, criminalization and resistance*, in: T. Newburn, R. Sparks (eds), (fn. 48), pp. 152ff., p. 158.; D. Garland, (fn. 12), p. 452.

(49) J. Dignan, P. Marsh, *Restorative Justice and Family Group Conferences in England: Current State and Future Prospects*, in: A. Morris, G. Maxwell, *Restorative Justice for Juveniles. Conferencing, Mediation and Circles*, 2001, pp. 85ff. 修復的正義が、それまでの「刑事司法とは関係のない「孤立」 ("stand-alone" model) モデルではなく、刑事司法に組み込まれた「完全統合」モデル (fully integrated" model) によって実現可能となった。

S. Holdaway, N. Davidson, J. Dignan, R. Hammersley, J. Hine and P. Marsh, *New strategies to address youth offending. The national evaluation of the pilot youth offending teams*, 2001, p. 35.

これによると、修復的正義には三つの重要な要素が含まれている。第一は、犯罪者に自己の行為の結果を理解させ、犯罪の被害者に与えた影響を認識させること、第二は、直接の被害者(その同意が前提) かもっと広い地域生活共同体に向けて、適切な補償をすることを奨励、促進すること、第三は、可能ならば、被害者と犯罪者間の和解を求め、それが可能でない場合でも、被害者と犯罪者を地域生活共同体に再統合することである。

なお、ここで、比較のために、大陸法圏のオーストリア(参照、吉田敏雄「オーストリア『一九九九年刑事訴訟改正法』」北海学園大学『法学研究』第三五巻第二号・一九九九年・三七七頁以下)と並んで、英米法圏の「修復的正義」の実践の先進国と目されるニュージーランドの少年法制について触れておく。同国は、一九八九年の「子ども、少年及びその家族の法 (Children, Young persons and Their Families Act)」によって「家族集団相談会」を法制化した。同法は修復的正義の観点から見て重要な要素を含んでいる。第一の要素は、被害者関与、調停、補償及び和解である。世界的に見て、刑事手続きに被害者を関与させて、補償を得る機会を保証することで、その必要事に応える動きがある。調停への動きは又被害者の結果への関与及び和解の可能性への道を開く。犯罪者からする

と、犯罪のもたらした結果を理解し、悔悟することが可能となる。

第二の要素は、家族参加、合意による意思決定である。家族及び少年が意思決定過程全般に参加し、少年、家族、警察、被害者を含む、全関係者の合意による結果でなければならない。その源は、処遇効果に関する心理学研究で明らかになってきた力を付けるということと参加による統制という観念、及び、集合的意思決定によって問題解決を図るマオリ族の伝統にある。

第三の要素は、文化的適応性である。手続き及び修復行為は家族、少年の文化に適合しなければならず、それは意思決定手続き、責任の取り方に関する協定、福利の増進を含む。ここには、過去一五〇年にわたる白人による植民地支配の歴史への反省、政治的解決が反映している。

家族集団相談会が開かれるのは、警察による警告(warning)とか、非公式の制裁(例えば、謝罪)で済ますのでは十分とはいえない、謀殺罪、故殺罪を除く重い犯罪や累犯である。家族集団相談会に来るには、少年司法調整人(Youth Justice Coordinator)に直接委託される場合と、逮捕・起訴後、裁判所が家族集団相談会に委託する場合の二通りがある。後者の場合、家族集団相談会の少年の処分に関する勧告は少年裁判所の承認を要する。裁判官はこの勧告に従うのが一般である。

少年司法調整人は、「子ども、少年及びその家族の法」の目的を達成する上で、要の役割を果たす。少年司法調整人は、少年司法システムの監督者であり、情報提供者であり、進行係であり、少年、その家族、及び警察間の調停者であり、少年、その家族、及び被害者間の調停者でもある。G. Maxwell, A. Morris, *The New Zealand Model of Family Conferences*, in: Ch. Alder, J. Wundersitz (eds), *Family Conferencing and Juvenile Justice. The Way forward or Mismatched Optimism?*, 1994, pp. 15ff. 参照 吉田敏雄「法的平和の恢復(十一)」北海学園大学『法学研究』第三四巻第二号(一九九八年)二七五頁以下。

ニュージーランドの実証研究によると、家族集団相談会は修復的正義の期待に込めている。第一に、被害者の関与が挙げられる。被害者のほぼ半数しか家族集団相談会に出席しなかった。しかしその理由は主として技術的なものである(招待されなかったとか、時間の都合がつかなかったとか、通知が適切でなかった)。殆どの被害者が出席を希望している。

第二に、家族集団相談会に出席した被害者の多くの者がこれを積極的に評価している。被害者は、家族集団相談会に参加して良かったと考えている。被害者は、家族相談会参加の積極面として、特に、適切な成果を得るために発言できたこと、少年及びその家族と対面して、その態度を評価し、犯罪の原因、再犯の可能性を評価できたことを挙げた。しかし被害者の四分の一は、家族集団相談会に参加しない方が良かったと回答した。その最も多い、しかも最も重要と思われる理由は、少年及び/またはその家族に真摯な謝罪がなかったというものだった。

第三に、かなりの数の被害者が家族集団相談会の成果に満足している。それは被害者への謝罪とか、被害者のための労働とか、被害者の定めた施設のための労働といった形をとった。しかし、中には、家族集団相談会は軟弱にすぎるとか、厳しすぎるといった理由から、不満を言う者もいる。最も多い不満理由は、約束が果たされなかった、あるいは家族集団相談会の最終結果を全く知らされなかったというものである。

第四に、犯罪者の関与が挙げられる。少年が自己の犯罪の最善の処理方法について自ら意見を述べるべき理由がある。先ず、国連「子どもの権利条約」第二二条がある。次に、現に起こっていることの統制・選択感が、行動変容の努力、したがって、犯罪を止める決断において重要である。又、少年を手続きに効果的に関与させることが自己の行為への責任をとらせる一つの方法である。少年のほぼ半数が、完全に又は部分的に関与したという気持ちを抱いている。言いたいことを言えた、圧力をかけられることなく率直に言えた。しかしほぼ半数の少年が、家族集団相談会への関与感がなく、決定が少年に対して為されたのであり、少年とともに為されたのではないと回答した。しかしそれでも、伝統的刑事司法の在りようと比較すると、少年の関与感は著しく高い。

第五に、家族は自分の子どもの第一次的社会化要因であり、第一次的社会統制機序であるから、家族にその子どもの犯罪に国と協力して対応する責務を与えることは意味のあることである。ニュージーランドでは、少年の家族が手続きに関与できる。家族は犯罪への対応策を提案することが期待されている。それは家族に現実に関与するに繋がる。ほぼすべての家族集団相談会に家族が出席したし、家族集団相談会の五分の二では、拡大家族も参加した。三分の二以上の家族は関与感を抱き、少なくとも部分的であれ、意思決定者だったと回答した。五分の一以下の家族だけが関与感をもちなかった。八五%の家族は、家族集団相談会の成果に満足していると回答した。したがって、家族集団相談会は、家族に力を付け、烙印付けや非難を強化することなく、家族に自分の子どもについての決定に到達する上で極めて重要な役割を果たせるようにしている。このようにして、「親に責任をとらせる」ということが建設的意味を与えられうるのである。A. Morris, G. Maxwell, *The Practice of Family Group Conferences in New Zealand: Assessing the Place, Potential and Pitfalls of Restorative Justice*, in: A. Crawford, J. Goodey (eds), *Integrating a Victim Perspective within Criminal Justice*, 2000, pp. 207ff.

更に、その再犯予防効果も期待できることが指摘されている。非再犯少年を再犯少年から区別する修復的正義の要因として、次の諸点が挙げられる。面接調査の時点で（ほぼ六年後）まだ家族集団相談会の記憶があること、約束事項を完全に履行したこと、犯罪を犯したことを反省し、損害を修復したと言っていること、自分を悪人だと思わされなかったこと、意思決定過程に参加したと感じていること、家族集団相談会の結果に賛成していること、及び被害者と会い、謝罪していること、これらの要因が非再犯と有意の

関係にある。更に、地域共同体への再統合度を示す要因も再犯防止に影響があった。例えば、教育資格、職業技能があること、家族、友人、パートナーと親密且つ積極的関係があること、安定した生活様式を送っていること。G. Maxwell, A. Morris, Reducing Reoffending, 1999.

なお、少年施設収容者も減少し、一九八九年に一二九五名を数えたが、一九九二年には六五五名に減少し、二〇〇一年には七五名を数えた。T. Newell, Restorative Justice in England, in: P. Sedgwick (ed), Rethinking Sentencing. A Contribution to the Debate, 2004, pp. 18ff, p. 27.

(50) Home Office, (fn. 20), p. 14.

(51) S. Holdaway and others, (fn. 49), p. 81.

(52) A. Morris, L. Gelsthorpe, (fn. 24), p. 28; L. Gelsthorpe, A. Morris, (fn. 2), p. 247; J. Dignan, The Crime and Disorder Act and the Prospects for Restorative Justice, Criminal Law Review, 1999, pp. 48ff, p. 55; M. Wright, The Court as Last Resort Victim-Sensitive, Community-Based Responses to Crime, Brit. J. Criminol. 42 (2002), pp. 654ff, p. 661; R. Smith, Youth Justice Ideas, Policy, Practice, 2003, pp. 196f.

D・ライヴナンは、補償命令は、伝統的刑事司法に組み込まれ、純粋に修復的でもなく、また純粋に応報的でもなく、両方の手法をいっしょにとめた「ハイブリッド形態の正義」と指摘する。J. Dignan, Reparation Orders, in: B. Williams (ed.), Reparation and Victim-focused Social Work, 2002, pp. 66ff, p. 81.

(53) J. Dignan, P. Marsh, (fn. 49), pp. 85ff.

(54) K. Akester, Restoring Youth Justice: New Directions in Domestic and International Law and Practice, 2000.

(55) Home Office, (fn. 20), p. 7.

なお、内務省の説明に依れば、行動計画命令は、比較的重い犯罪に科せられるが、再犯予防のために的を絞った早期介入を意図している。少年が初犯であり、しかも社会内制裁を適当とするほど重い犯罪の場合に、裁判所が当該命令を出しても差し支えない。Home Office, Crime and Disorder Act 1998 - Community-Based Orders, 2000, p. 4.

(56) Home Office, Action Plan Order: Draft Guidance, February 26, 1999.

(57) A. Morris, L. Gelsthorpe, (fn. 24), p. 28.

(58) B. Goldson, Withier Diversion? Interventionism and the New Youth Justice, in: B. Goldson (ed.), (fn. 12), pp. 35ff, p. 44.

- (59) J・メイジャー政権は新しい指導要領を発してそれまでの促進的態度を改めた。年齢を問わず、再度の注意処分が可能なのは、「二度目の犯罪が軽微である場合か、最初の注意処分からかなりの時間がたっており、それなりに効果があつた場合」に限られる。年齢、犯罪歴に関わりなく、注意処分は、謀殺未遂や強姦といった重い犯罪にはおよそ不適格であり、その他の起訴可能な犯罪には例外的にのみ許容される。以前の指導要領にあった、少年への注意処分の優先規定は削除された。この方針は顕著な効果をもたらした。一九九二年には、一五歳から一七歳の男子少年犯罪者の五九%が注意処分で済まされたが、一九九九年には、四五%に減少した。Home Office, *The Cautioning of Offenders*, Home Office Circular 18/1994; Home Office, *Criminal Statistics*, England and Wales 1999, Cm 4649, 2000.
- (60) B. Goldson, (fn. 8), p. 36.
- (61) Home Office, (fn. 20), pp. 10ff.
- (62) 「注意」が「譴責」と「警告」に取って代わったのは、用語法の違いといった面もある。「譴責」はそれまでの初回の「注意」に相当するからである。一八歳以上の者には、依然として「注意」という用語が用いられている。「警告」はそれまでの「注意プラス」に相当する。但し、「警告」は訴追を避けるための「最終的」機会であるので、「最終的警告」とも呼ばれる。J. Dignan, (fn. 52), p. 51. なお、最近の調査によると、「この警告制度は期待したほどの成果が上げられず、少年犯罪者や少年犯罪対処班によって、「恣意的、不正として釣り合いがとれていない」と感じられている」といふことである。R. Evans, K. Puech, *Reprimands and Warnings: Populist Punitiveness or Restorative Justice?*, *Criminal Law Review*, 2001, pp. 794ff.
- (63) B. Goldson, (fn. 8), pp. 37f; R. Evans, K. Puech, (fn. 62), p. 799.
- (64) Youth Justice Board for England and Wales, *Draft National Standards for Youth Justice*, 1999.
- (65) B. Goldson, (fn. 8), p. 39.
- (66) Home Office, *Tackling Youth Crime: A Consultation Paper*, 1999, paras 65-68.
- (67) B. Goldson (fn. 8), p. 40.
- (68) Home Office, (fn. 20), p. 3 and paras 54, 57 and 69.
- (69) G. Pearson, *Youth, Crime and Society in Maguire, M., in: R. Morgan, R. Reiner (Eds.), The Oxford Handbook of Criminology*, 1994, pp. 1161ff.
- (70) H. Becker, *Outsider*, 1963; E. Lemert, *Social Pathology*, 1951; the same, *Human Deviance, Social Problems and Social*

Control, 1967.; D. Matza, *Delinquent and Drift*, 1964.; the same, *Becoming Deviant*, 1969.

- (71) D. Thorpe, D. Smith, C. Green and J. Paley, *Out of Care*, 1980.; K. Haines, M. Drakeford, *Young People and Youth Justice*, 1999.

- (72) J. Dignan, (fn. 52), p. 56.

- (73) A. Morris, L. Gelsthorpe, (fn. 24), pp. 25ff.

- (74) R. Young, B. Goold, *Restorative police cautioning in Aylesbury - from degrading to reintegrative shaming ceremonies?*, *Criminal Law Review*, 126, 1999, p. 130. 但し、本研究は、アクション・リサーチであって、調査結果が実務に反映されうる。R. Evans, K. Puech, (fn. 63), pp. 800f.

この点で、修復的正義(司法)の哲学を受け容れる警察に「隠された意図」のある危険性が指摘される。すなわち、裁判所の少年犯罪者に対する反作用が十分に懲罰的とはいえない、そこで「相談会」を用いてこれを正そうとする危険性がそれである。そうなる「相談会」における警察官の中立性が一層危うくなるし、そのみならず、これに参加する被害者が犯罪者を恥じ入らせ、処罰する媒介者となってしまう恐れがある。J. Dignan, (fn. 52), p. 56.

- (75) テムズ・ヴァリー警察本部長チャールズ・ポラード氏によると、テムズ・ヴァリー警察の提供する相談会に、地域社会相談会(communitiy conferencing: 犯罪者、被害者双方の家族、支援者及び地域代表者が出席する)、修復的相談会(restorative conferencing: 犯罪者、被害者双方の家族、支援者が出席する)及び修復的注意(restorative caution: 犯罪者の家族、支援者が出席する)の三種類がある。一九九八年九月現在、テムズ・ヴァリー警察は一三〇〇件の相談会を実施したが、前二者は二七四件(二一%)を数えるにすぎない。Ch. Pollard, *If your only tool is a hammer, all your problems will look like nails, a paper presented to a conference on "Restorative Justice and Civil Society"*, in Canberra in February 1999.

- (76) Young, Goold, (fn. 41); R. Evans, K. Puech, (fn. 63), p. 797.

- (77) Young, Goold, (fn. 41), p. 135.

- (78) D. Matza, (fn. 70); A. E. Bottoms, *Avoiding injustice, promoting legitimacy and relationships*, in: J. Burnside, N. Baker (eds.), *Relational justice*, 1994.

- (79) Young, Goold, (fn. 74), p. 137.

- (80) J. Dignan, (fn. 52), pp. 48ff.

- (三) L. Gelsthorpe, *Recent Changes in Youth Justice Policy in England and Wales*, in: I. Weijers, A. Duff (ed), *Punishing Juveniles. Principle and Critique*, 2002, pp. 45ff., p. 59.

(〃〃〃〃)